

岩手県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、大槌町から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1） 種類 地区計画等（用途地域）
 - （2） 名称 大槌都市計画用途地域
- 2（1） 種類 地区計画等（特定用途制限地域）
 - （2） 名称 大槌都市計画特定用途制限地域